

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立自然公園条例		
条 例 番 号	昭和 34 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部緑政課		
条 例 の 概 要	自然公園法の規定に基づき、県立自然公園に関する公園計画の決定、地域内における行為の制限等について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るためには、自然公園の区域を指定し、その区域内の行為の規制を行う必要がある。自然公園法では、県は県立自然公園の指定等をするに当たっては、条例で定めることとされているため、本条例は必要である。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	この条例に基づき指定された自然公園は、その区域内における行為を規制することにより、優れた自然の風景地の風致が保護されている。また、条例に基づき決定された公園計画及びその事業の執行は、県民の利用の増進に寄与している。	・自然公園数 4 か所 ・許可件数 48 件 (平成 20 年度)
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	自然公園の区域内における行為に対して、必要最低限の規制を行うことにより、効率的に風致の保護が図られている。また、特別地域は許可制とし、普通地域は届出制として、出先機関及び市町村に許認可事務等を委任するなど効率的に運用している。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	自然の風景地の保護と利用のための本条例は、神奈川力構想における自然環境保全の施策に適合している。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	地域内の行為について制限する規定を有するが、合理的な範囲であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	より積極的に生物多様性の確保に寄与することを規定した自然公園法の改正を踏まえ、本条例についても改正を検討する。	自然公園法の改正 ・平成21年 6 月 3 日公布 ・平成22年 4 月 1 日施行
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	<u>改正・廃止を検討する。</u>	自然公園法の改正を踏まえ、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無